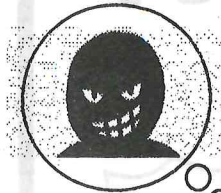


消費者被害注意報

No. 111

「無料で屋根を点検します!」などと 業者が突然訪問してきたら要注意!



近所で家の屋根を工事している〇〇会社です。
無料でお近くの家への点検も実施しています。
よろしければ、お宅の屋根も点検しましょうか。

点検した結果、瓦が浮いていました。
修理しないと強風で瓦が飛んでしまい、
ご近所さんに迷惑をかけることになります。

今日ご契約なら3割引きで修理します。
火災保険も適用できますし、申請の代行も行います。

悪質業者の狙いはこれだ!!

- ・点検時に、わざと瓦を浮かせて、修理が必要な状況を作る。
- ・不安、安心、お得感を与えれば、騙して契約できる。

消費者トラブル防止のために



- 無料でも訪問業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 訪問業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。
- 契約前に複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討しましょう。
- 保険金の活用を促されても、本当に保険適用できるケースなのか保険会社にご自身で直接確認しましょう。申請手続きもご自身で行いましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。困ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 **☎043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

見守り 新鮮情報

断っているのに しつこい勧誘電話 法律違反です

事例1 毎日のように「何にでも効く」という健康食品の**勧誘電話**がかかってくる。あまりにしつこいので購入を**承諾**してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と**高額**だ。年金生活で支払いも厳しく、**解約**したい。
(80歳代)



事例2 お得な電気料金のプランがあると**電話**がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「**必要ない**」と言っているのに、**何度も電話**がある。電話が**来ないように**してほしい。(80歳代)

ひとこと助言

法律違反だよ



見守るくん

- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。